

事業評価書

飲酒運転対策

平成17年12月
国家公安委員会・警察庁

飲酒運転対策

1 評価の対象とした政策

(1) 政策の背景・目的

平成12年中の交通事故死者数は9,066人で、7年から5年ぶりに増加に転じた。また、交通事故発生件数は93万1,934件で、5年から8年連続して過去最悪を更新した。(表 - 1)

このような中で、自動車等の運転者が飲酒運転を行って起こした交通事故(以下「飲酒運転事故」という。)は依然として後を絶たず、酒気帯び運転の基準値未満の酒気帯び運転(注1)による交通事故も大幅に増加し、国民の飲酒運転に対する社会的な評価も極めて厳しいものとなった。

そこで、このような交通情勢に対処し、飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除を目的とする飲酒運転対策を推進するため、飲酒運転の罰則の強化、酒気帯び運転の基準値の引下げ、飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数の引上げ等を内容とする道路交通法(以下「法」という。)及び道路交通法施行令(以下「令」という。)の一部改正案を取りまとめた。

道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号。以下「改正法」という。)及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第24号。以下「改正令」という。)は、平成14年6月1日から施行された。

注1：法第65条第1項の規定により、何人も、酒気を帯びて車両等を運転することが禁止されている。しかしながら、罰則の対象とされているのは、運転者が酒気帯び運転をした場合においてアルコールの影響により正常な運転ができないおそれにある状態にあったとき(法第117条の2第1号。以下「酒酔い運転」という。)及び運転者が酒気帯び運転をした場合において身体に令で定める基準値以上にアルコールを保有する状態にあったとき(法第117条の4第2号。以下「酒気帯び運転」という。)に限られている。「酒気帯び運転の基準値未満の酒気帯び運転」とは、身体に令で定める基準値未満のアルコールを保有して車両等を運転することをいい、上記のとおり罰則の対象とはされていない。

表 - 1 年別の交通事故死者数等(平成8年～12年)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
交通事故死者数(人)	9,942	9,640	9,211	9,006	9,066
交通事故負傷者数(人)	942,203	958,925	990,675	1,050,397	1,155,697
交通事故発生件数(件)	771,084	780,399	803,878	850,363	931,934

(2) 政策の内容

改正法及び改正令による飲酒運転対策に係る内容は、ア～ウのとおりである。

また、改正法及び改正令による飲酒運転対策の実効性を上げるため、エ・オの取り組みを行った。

ア 飲酒運転に対する罰則の強化

飲酒運転は極めて悪質・危険な運転であり、飲酒運転が行われた場合には重大事故につながりやすいことから、改正法により、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者に対する罰則が大幅に引き上げられた（表 - 2）。

表 - 2 飲酒運転に対する罰則の引き上げ

違反行為	改正前	改正後
酒酔い運転	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

イ 酒気帯び運転の基準値の引下げ

酒気帯び運転の基準値となる身体に保有するアルコールの程度は、改正令による改正前の令（以下「旧令」という。）では呼気1リットルにつき0.25ミリグラムとされていた。しかし、当該基準値未満の酒気帯び運転が増加し重大事故の原因となっていたこと及び体内のアルコールの程度が少なくとも呼気1リットルにつき0.15ミリグラム程度であれば注意力が散漫になるなど、運転行動に影響を与えると認められたことから、改正令により、当該基準値が、呼気1リットルにつき0.25ミリグラムから呼気1リットルにつき0.15ミリグラム（以下「新基準値」という。）に引き下げられた。

ウ 飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数の引上げ

悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除し、飲酒運転事故を防止するため、改正令により、酒酔い運転及び酒気帯び運転に付する基礎点数並びに交通事故の場合の付加点数が引き上げられた（表 - 3、表 - 4）。これにより、次の措置をとることが可能となった。

(ア) 基礎点数

酒酔い運転（25点）については、1回の違反行為で少なくとも欠格期間2年の運転免許の取消しの処分を行うこと。

酒気帯び運転（呼気1リットルにつき0.25ミリグラム未満、6点）については、1回の違反行為で免許の停止等の処分を行うこと。

(イ) 基礎点数及び付加点数

酒酔い運転をして（25点）、専ら当該違反行為をした者の不注意により死亡事故を起こした場合（20点）には、5年間の欠格期間の運転免許の取消しの処分を行うこと。

酒気帯び運転（呼気1リットルにつき0.25ミリグラム未満）をして（6

点)、専ら当該違反行為をした者の不注意により死亡事故を起こした場合(20点)には、少なくとも2年間の欠格期間の運転免許の取消しの処分を行うこと。

酒気帯び運転(呼気1リットルにつき0.25ミリグラム未満)をして(6点)、重傷事故を起こした場合(9点又は13点)には、少なくとも1年間の欠格期間の運転免許の取消しの処分を行うこと。

表 - 3 飲酒運転に対する基礎点数の引上げ

違反行為	改正前	改正後
酒酔い運転	15点	25点
酒気帯び(0.25以上)無免許運転	13点	23点
酒気帯び(0.25未満)無免許運転	-	20点
酒気帯び運転(0.25以上)	6点	13点
酒気帯び運転(0.25未満)	-	6点

表 - 4 交通事故の場合の付加点数の引上げ

交通事故の種別		改正前	改正後
死亡事故	専ら違反行為をした者の不注意によって発生したもの	13点	20点
	上記以外	9点	13点
治療期間が3か月以上の傷害事故又は後遺障害を伴う傷害事故	専ら違反行為をした者の不注意によって発生したもの	-	13点
	上記以外	-	9点

エ 厳正な取締りの実施

警察庁では、都道府県警察に対し、厳正な取締りを実施するよう指示した。

オ 広報啓発活動

警察庁及び都道府県警察のウェブサイト、運転免許の更新時講習等の機会を通じて、飲酒運転の危険性及び改正法等による飲酒運転対策の強化について、広報・啓発活動を推進した。

(3) 政策の必要性

(1)で示したような交通情勢の中で、飲酒運転事故が後を絶たず、酒気帯び運転に関する旧令による基準値(呼気1リットルにつき0.25ミリグラム。以下「旧基準値」という。)未満の酒気帯び運転による交通事故は、平成元年から12年までの間に大幅に増加し、飲酒がない場合と比べて、死亡・重傷事故率が著しく高くなっていった(表-5)。

そのため、飲酒運転を行う悪質・危険な運転者に対する罰則や運転免許の取消し等の処分基準の強化を望む声が高まり、多数の署名が集められるなどした。

こうした世論にこたえるためには、飲酒運転対策を強化し、飲酒運転の撲滅、飲

酒運転事故の防止、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除を行うことが必要不可欠である。

表 - 5 旧基準値未満の酒気帯び運転に係る事故発生状況

飲酒運転事故件数の推移（元年 1 2 年）		死亡・重傷事故率（1 2 年）	
	0.25mg/l未満の酒気帯び	0.25mg/l未満の酒気帯び	飲酒なし
1 . 2 9 倍	2 . 3 8 倍	14.1%	8.5%

死亡・重傷事故率...交通死亡事故及び交通重傷（1か月（30日）以上の治療を要する場合）事故の合計件数÷全交通事故件数

(4) 期待される効果

飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険運転者の道路交通の場からの早期排除がなされ、より安全で円滑な道路交通の実現が期待される。

2 評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

ア 飲酒運転の取締り件数

飲酒運転の取締り件数を酒酔い運転、新基準値、旧基準値各々の酒気帯び運転別に施行前後で比較する。

イ 運転免許に係る行政処分件数

運転免許に係る行政処分件数を改正法及び改正令の施行前後で比較する。

ウ 飲酒運転事故件数等

改正法及び改正令の施行前後の飲酒運転事故件数の増減を比較するとともに、交通事故件数及び死亡事故件数に占める飲酒運転事故の割合を継続的に測定する。

(2) 結果

ア 飲酒運転の取締り件数

酒酔い運転の取締り件数は、施行後1年間は施行前1年間に比べてわずかに増加したが、その後減少傾向が続いている。他方、酒気帯び運転の取締り件数については、施行後1年間は、施行前1年間に比べて旧基準値以上の検挙が半減し、その分、新たに検挙することが可能となった新基準値以上旧基準値未満の検挙件数がほぼ同数となっていたが、その後は、全体として減少傾向が続いている。

（表 - 6）

飲酒運転の取締り件数については減少しているが、後述するように、飲酒を伴う交通事故及び死亡事故がいずれも減少していること（表 - 9、10）を踏まえると、本政策の効果で飲酒運転自体が減少したことにより取締り件数も減少したも

のと考えられる。

表 - 6 飲酒運転の取締り件数

	酒酔い運転	酒気帯び運転	0.15mg以上 0.25mg未満		合計
			0.25mg以上	0.25mg未満	
平成13年6月 ～平成14年5 月	2,348	216,029	216,029	-	218,377
平成14年6月 ～平成15年5 月	2,368	200,617	101,008	99,609	202,985
平成15年6月 ～平成16年5 月	2,296	168,069	83,703	84,366	170,365
平成16年6月 ～平成17年5 月	1,842	143,390	72,475	70,915	145,232

イ 運転免許に係る行政処分件数

施行前後1年間で行政処分件数を比較すると、全行政処分件数は8.4%減少しているものの、取消処分及び長期（90日以上）の停止処分については、それぞれ65.3%、35.7%増加している。

処分の原因となった違反行為は様々であるため、直接的に飲酒運転の増減を示すものではないが、改正令により飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数が引き上げられ、1回の違反行為等でもより重い処分を科すことができることとなったことから、当該改正が免許の取消し等の処分の増加に影響し、悪質・危険運転者の道路交通の場からの早期排除がなされたものと考えられる。（表 - 7）

なお、事業評価期間の平成13年から17年までの期間の取消処分及び長期（90日以上）の停止処分の件数について見ると、ともに15年をピークに、その後、やや減少に転じているが、17年の数値は、13年の数値と比較して、それぞれ62.6%、22.8%増加している。（表 - 8）

表 - 7 運転免許に係る行政処分件数

区分 月	取消し 計	停 止				合計
		長期(90日以上)	中期(60日)	短期(30日)	計	
平成13年6月 ～平成14年5月	32,662	122,516	162,482	740,842	1,025,840	1,058,502
平成14年6月 ～平成15年5月	54,005	166,214	146,446	602,841	915,501	969,506
増減数	21,343	43,698	16,036	138,001	110,339	88,996
前期間比	65.3%	35.7%	9.1%	18.6%	10.8%	8.4%

は増、 は減

表 - 8 運転免許に係る行政処分件数（平成13年～17年上半期）

月 、 区分	取消し 計	停 止				合計
		長期(90日以上)	中期(60日)	短期(30日)	計	
平成13年	32,695	122,587	161,684	736,745	1,021,016	1,053,711
平成14年	43,236	148,141	154,377	661,782	964,300	1,007,536
平成15年	57,434	165,695	143,873	579,603	889,171	946,605
平成16年	56,155	160,274	146,631	575,663	882,568	938,723
平成17年上半 期（ ）	26,582 (53,164)	75,262 (150,524)	74,436 (148,872)	267,468 (534,936)	417,166 (834,332)	443,748 (887,496)

カッコ内の数値は、17年の上半期（1月から6月まで）の数値を2倍したもの

ウ 飲酒運転事故件数等

第1当事者（最初に交通事故に関与した自動車等の運転者又は歩行者のうち、当該自動車事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。）が原動機付自転車又は自動車の運転者である交通事故（表 - 9）及び死亡事故（表 - 10）について、運転者の飲酒の有無別に施行前後（平成13年6月～14年5月及び16年6月～17年5月）の比較を行ったところ、飲酒運転を伴う交通事故は39.1%、死亡事故は39.6%減少している。他方、飲酒運転を伴わない交通事故は0.2%、死亡事故は13.2%の減少にとどまっており、飲酒運転事故の方が大きく減少している。

また、交通事故及び死亡事故に占める飲酒運転事故の割合について、施行前後（平成13年6月～14年5月及び16年6月～17年5月）を比較すると、交通事故については1.0ポイント（施行前2.7%、施行後1.7%）、死亡事故については4.0ポイント（施行前15.4%、施行後11.4%）、それぞれ減少しており、飲酒運転対策により飲酒運転事故の占める割合は低下している。

これらは、いずれも改正法及び改正令の施行を始めとした飲酒運転対策の効果であると考えられる。

表 - 9 施行前後の交通事故の発生状況

区分 ＼ 期間	全交通事故									飲酒事故の 構成率
	飲酒あり						飲酒なし	調査不能	合計	
	酒酔い	酒気帯び		基準以下	検知不能	飲酒合計				
0.25以上		0.15～ 0.25未								
平成13年6月 ～平成14年5 月 (a)	1,103	10,849	-	9,240	3,144	24,336	881,575	1,986	907,897	2.7%
平成14年6月 ～平成15年5 月 (b)	996	8,956	2,184	3,411	2,081	17,628	870,908	1,632	890,168	2.0%
平成15年6月 ～平成16年5 月 (c)	853	7,888	2,194	3,009	1,834	15,778	886,139	1,343	903,260	1.8%
平成16年6月 ～平成17年5 月 (d)	741	7,594	2,197	2,816	1,483	14,831	879,601	1,276	895,708	1.7%
増減数 (e)	362	3,255	-	6,424	1,661	9,505	1,974	710	12,189	
増減率 (%)	32.8	30.0	-	69.5	52.8	39.1	0.2	35.8	1.3	

増減数：d - a、増減率：e / a、 は減

表 - 10 施行前後の死亡事故の発生状況

区分 ＼ 期間	死亡事故									飲酒事故の 構成率
	飲酒あり						飲酒なし	調査不能	合計	
	酒酔い	酒気帯び		基準以下	検知不能	飲酒合計				
0.25以上		0.15～ 0.25未								
平成13年6月 ～平成14年5 月 (a)	277	459	-	257	194	1,187	6,303	209	7,699	15.4%
平成14年6月 ～平成15年5 月 (b)	187	318	75	86	164	830	6,009	176	7,015	11.8%
平成15年6月 ～平成16年5 月 (c)	163	319	64	88	124	758	5,861	139	6,758	11.2%
平成16年6月 ～平成17年5 月 (d)	162	305	67	76	107	717	5,470	106	6,293	11.4%
増減数 (e)	115	154	-	181	87	470	833	103	1,406	
増減率 (%)	41.5	33.6	-	70.4	44.8	39.6	13.2	49.3	18.3	

増減数：d - a、増減率：e / a、 は減

4 評価

(1) 有効性

前記のとおり、改正法及び改正令施行前後を比較すると、死亡事故に占める飲酒運転事故の割合及び飲酒運転事故の件数はそれぞれ減少している。

このことは、運転者の飲酒運転防止に対する意識が高まっていること、悪質・危険な運転者が道路交通の場から次第に排除されてきていることを意味し、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の強化という飲酒運転対策がより安全で円滑な道路交通社会の実現に寄与する有効な政策であったと評価される。

(2) 効率性

警察庁においては、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の強化という飲酒運転対策に係る法整備を実施し、都道府県警察においては、重点的な飲酒運転取締りを実施する等、都道府県警察と効率的に連携し、施行から3年余という短期間で飲酒運転に係る交通死亡事故件数を大きく減少させた。

さらに、改正法及び改正令の施行等に必要となる行政コストは、施行前に比べて特別な増加が認められず、また、飲酒運転は施行前から禁止されており、遵守コストを考慮する必要もない。一方、飲酒運転事故による社会的な損失は抑止されており、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の強化は効率的な政策であったと評価される。

(3) 結果

以上のとおり、飲酒運転対策は有効性、効率性ともに認められ、飲酒運転の減少、飲酒運転事故の防止、悪質・危険運転者の道路交通の場からの早期排除に寄与するものであったと評価される。

5 今後の課題

飲酒運転対策は順調に効果を発揮しているが、依然として飲酒運転に係る交通死亡事故件数は多く、飲酒運転に対する厳正な取締りを継続する必要がある。また、飲酒運転をした場合の制裁措置について、引き続き警察庁及び都道府県警察のウェブサイトや運転免許の更新時講習、安全運転管理者講習等の場を活用した広報・啓発活動を推進する。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成17年11月30日に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

7 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

交通統計（平成16年版）

8 評価を実施した時期

平成14年から17年まで

9 政策所管課

交通企画課 交通指導課 運転免許課